目 次

第章	基本的考え方・・・・・・・・・・
	1 基本指針策定の趣旨 2 2 基本指針の性格 3
第2章	人権を取り巻く状況 5
	1 国際的な潮流62 わが国における取組63 福岡県における取組74 久留米市における取組8
第3章	人権教育・啓発の推進
	1 あらゆる場における推進
	(1)就学前教育機関 12 (2)学校 14 (3)家庭 16 (4)地域 17 (5)企業 18 (6)市民 19
	② 特定職業従事者に対する推進
	(1)市職員等20(2)教職員等21(3)社会教育関係者22(4)福祉関係者22(5)医療関係者23(6)マスメディア関係者23
	③ 効果的な推進
	(1)人材の育成 23 (2)教材の開発 24 (3)啓発・学習プログラムの開発 24 (4)啓発内容の充実と啓発手法の拡充 24 (5)情報提供の充実・強化 25

第4章	分野別施策の推進	27
第4章	 分野別施策の推進 1 同和問題 2 女性に関する問題 3 子どもに関する問題 4 高齢者に関する問題 5 障害者に関する問題 6 外国人に関する問題 7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題 8 その他の人権問題 	28 32 36 39 41 43 44 46
第5章	推進体制等	51
	1 全庁的な推進体制 2 国・県・関係団体等との連携 (1)国や県等行政機関との連携 (2)市民や関係団体等との連携 3 実施期間 4 進行管理と見直し	52 52 52 52 52 52
用語解	説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53 63